

毎週火、金曜日発行(但休日に行、ときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 新市町村建設計画の実施状況の公表

告 示

鳥取県告示第六百十三号

新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四号)第十九条第三項の規定により、昭和三十二年度における新市町村建設計画の実施状況を次のとおり公表する。

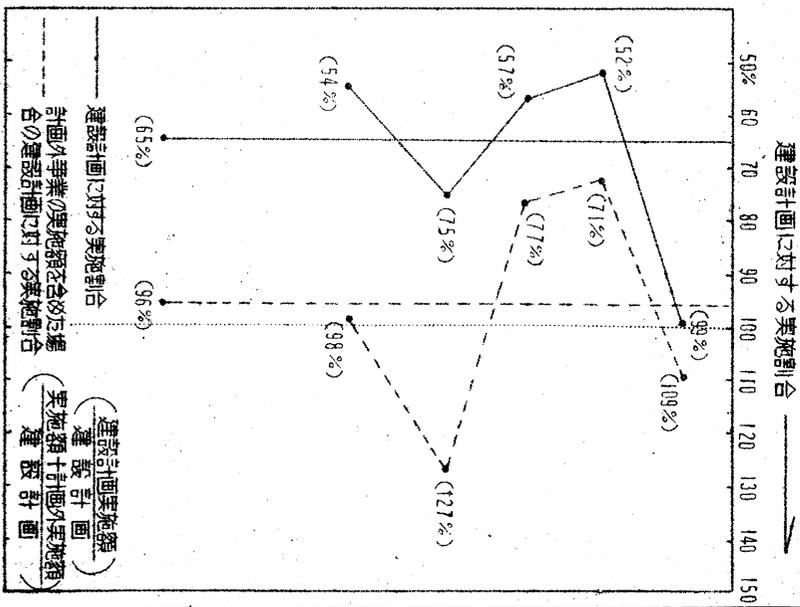
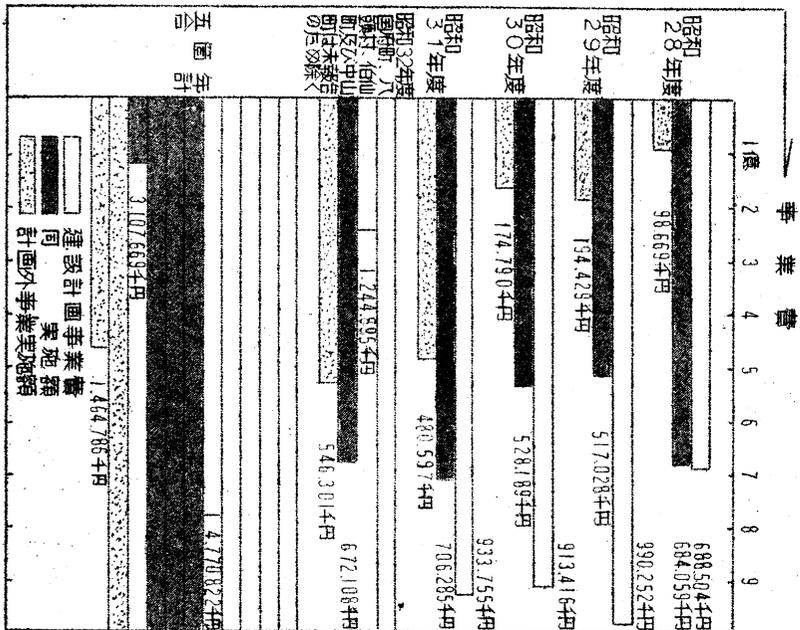
昭和三十三年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目 次

- 一 はじめに
- 二 新市町村の行政機構及び職員組織等の状況
 - 1 分課組織の状況
 - 2 支所及び出張所の設置状況
 - 3 附属機関の設置及び活動状況
 - 4 職員組織の状況
 - 5 庁舎の現況
- 三 新市町村の長及び議会議員等の報酬等の状況
- 四 新市町村の職員の給与の状況
- 五 新市町村の教育施設(小学校及び中学校)の状況
- 六 病院、水道等衛生施設の状況
 - 1 病院及び診療所の状況
 - 2 上水道施設の整備状況
- 七 新市町村の有線放送施設整備状況
- 八 国有林野の取得及び借用状況
- 九 公共的団体等の統合状況
- 十 新市町村の財政状況

第一表 新市町村建設計画の実施状況



十一 むすび

附 鳥取県町村合併現況図

一 はじめに

昭和二十八年九月一日に町村合併促進法が公布され同年十月一日から施行されて以来、五年有余の歳月を経て本県の市町村数も四市四四町村と大幅な減少をみた。これは、国の合併計画に対して九三%、県の合併計画に対して八六%の進捗率である。そして合併によつて生れた新市町村は、発足以来着々と新市町村建設の歩を進めつつある。

新市町村の建設は、市町村の基礎的な地方公共団体としての機能を充分に發揮して住民の福祉を増進するため、その地域の自然的、経済的、文化的その他の条件に即して総合的にその建設を進めることを基本方針として、すみやかにその一体性を確立し、組織及び運営の合理化を図り、健全な財政運営に努め、町村合併によつて強化された能力に依じてその建設を計画的か

つ、効果的に進めるべく日々努力している。この努力は、第一表新市町村建設計画の実施状況により知り得るとおり、昭和三十二年において建設計画事業費一、二四四、八九五千元に対し建設計画実施額六七二、一〇八千元、これに建設計画外事業実施額五四六、三〇一千元を加えると九八八パーセントとなり、内容において合併当時の新市町村建設計画とはかなり趣を異にするも事業費においてはほぼ建設計画に近い割合を示している。更に、昭和二十八年から昭和三十二年までの五箇年間についても、建設計画事業費四、七七〇、八二二千元に対し実施額は三、一〇七、六六九千円で、実施割合は六五パーセント、これに建設計画外事業費一、四六四、七八六千円を加えると九六パーセントと、これまた建設計画に近い割合を示している。このように新市町村の建設が、おおむね順調に進められつつあることは誠に喜ばしいことである。以下、昭和三十二年における新市町村建設計画の実施状況を公表し、新市町村建設の一助とするものである。

二 新市町村の行政機構及び職員組織等の状況

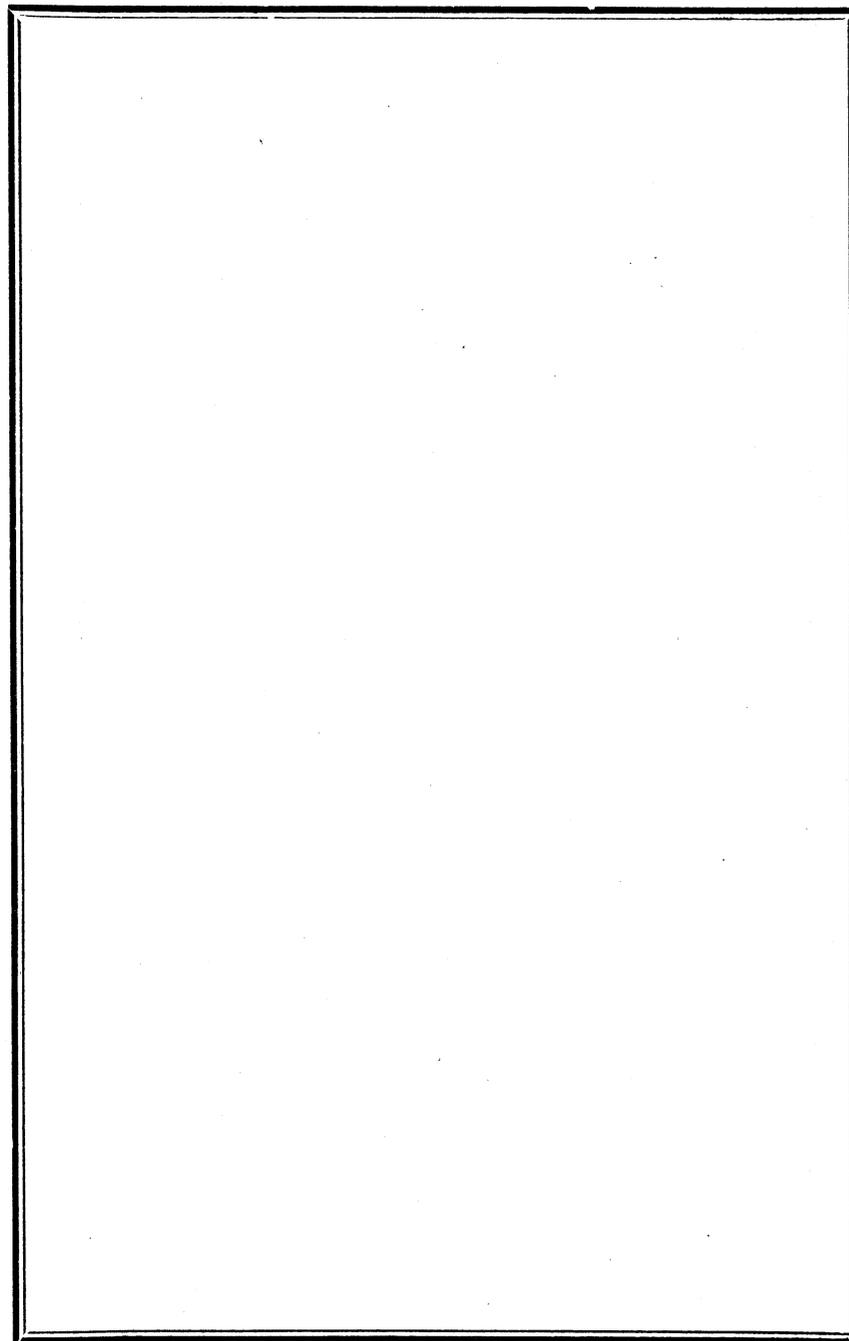
新市町村がその建設を効果的に進めていくためには、行政機構及び職員組織の合理化を図り、経営主体としての面目を整え、その能力の整備と充実に期することが必要である。新市町村は、その行政の運営をもつとも合理的かつ、能率的なものにするため行政機構においてどんな改善を加えまた職員の構成及び配置の適正化にどのような努力をしたか、以下はその大要である。

1 分課組織の状況

新市町村の分課組織は、第二表に掲げるとおりであるが云うまでもなくこれ等分課組織のあるべき姿は、最も住民の福祉に直結したものであるとともに最少の経費で最大の効果を挙げるよう定められなければならない。他方一度定立された組織については、常にその合理化に努めるとともに、他の地方公共団体の協力を求めてその規模の適正化を図るべく不断の努力を払わなければならないのである。

昭和三十一年一月三十一日町村合併推進本部決定、同年二月八日閣議決定の「新市町村建設方針」において示された標準分課組織は、第三表に掲げるとおりである。勿論これは一の標準でありそれぞれの新市町村の事務及び事業の実態により異動があるが市の分課組織は、総務課、財務課、税務課等七課とされ町村の標準分課組織は総務係、税務係、厚生係、経済係、土木係の五係をもつて標準分課組織としているが、これに対し県下三三町村のうち係制を採用しているのは僅かに六町村のみであり二七町村は課制を採用している。係制に対して課制を採用した町村の意図は、対外関係において係よりも課の方が有利であることもさることながら、町村合併により職員構成が上級職員と下級職員との関係においてアンバランスとなつたため、その過渡的救済措置として役職の増置を図るため課制を採用したところもあり、また大町村においてはその事務処理上の必要上から係を設けたところもある等その実態は区々である。

昭和三十一年度に対して昭和三十二年度に減課(係)した町村は皆無であるが増課(係、室)は用瀬町、青谷町、羽合町、三朝町、東伯町、淀江町、溝口町においてそれぞれ一課(係、室)ふやしている。そのうち特異なものに三朝町の町民室がある。この町民室は、県下三三新町村のうち初のものであり、試金石ともいえるであろう。



第二表

新市町村における分課組織に関する調

(昭和33年3月31日現在)

区分 市町村名	分課組織	課(係) 合計	昭和32年1 月31日現在 課(係)数
鳥取市	総務課 財務課 税務課 戸籍市 民課 会計課 商工観 光課 国民健康 保険課 農務課 耕地課 林務課 土木課 都市計画課 建築課	13課	
米子市	総務課 財政課 課税課 収税課 市民課 衛生課 農林課 商工観 光課 建設課 出納室 国民健康保険 制度調査室 公会堂建設 事務局	9課2室1局	
倉吉市	総務課 財政課 会計課 税務課 市民課 保険課 商工課 農林課 建設課 水道課	10課 8課1室	
国府町	総務課、経済課、民生課、出納室	3課1室	3課1室
岩手町	総務課、経済土木課、税務課、保健衛生課、出納室	4課1室	4課1室
郡船町	総務課、厚生課、税務課、農政課、経済課	5課	
原町	総務課、厚生課、税務課、経済課	4課	4課
河原町	総務課、財務課、経済課、厚生課	4課	
八頭村	総務課、厚生経済課	2課	2課
若用智気	総務課、税務課、厚生課、経済課	4課	
高瀬町	総務課、財務課、経済課、会計係	3課1係	3課
高瀬町	総務課、税務課、土木課、経済課、厚生課、林業課	6課1室	6課1室
高瀬町	総務課、税務課、経済民生課、出納室	3課1室	3課1室
鹿野町	総務課、財務課、経済課、出納室	3課1室	3課1室
青谷町	総務課、税務課、保険厚生課、経済課、出納室	4課1室	3課1室
羽東町	総務課、経済厚生国民健康保険課、出納室	3課1室	2課1室
三朝町	総務課、経済土木課、農林課、出納室	3課1室	3課1室
三朝町	総務課、農林課、観光土木課、出納室、町民室	3課2室	3課1室
関北町	総務課、税務課、厚生係、経済係	4係	4係
大東町	総務課、経済課、出納室	2課1室	2課1室
赤碓町	総務課、経済課、	2課	2課
赤碓町	総務課、税務課、経済課、保健課、出納室	4課1室	3課1室
赤碓町	総務課、民生課、経済課、出納室	3課	3課
西会伯	総務課、税務課、経済課、	3課	3課
見本仙江	総務課、財務課、経済課、	3課	3課
江町	総務課、財務課、経済課、出納室	3課1室	3課
江町	総務課、財務課、厚生課、経済課	3課	3課
江町	総務課、財務課、経済課、保健課、出納室	4課1室	3課1室
大和山	総務課、税務課、経済課、	3課	3課
中高山	総務課、財務課、経済課、出納室	3課1室	3課1室
高伯	総務係、税務係、経済係、	2課	
高伯	総務係、財務係、経済係、保険係	3係	3係
高伯	総務係、財務係、経済係、	4係	
根江	総務係、財務係、民生係、経済係	4係	4係
江口	総務係、庶務係、厚生係、保健衛生係、土木耕地係、農務係、税務係	7係	7係
江口	総務係、財務係、厚生係、経済係、会計室	4係1室	5係1室

第三表

標準分課組織表

(昭和三十一年一月三十一日町村合併推進本部決定)

市					区分
経済課	衛生課	民生課	税務課	財務課	総務課
一、農業、工業、商業、林業及び水産業に関する事項 二、農地関係の調整に関する事項 三、物資の配給に関する事項	保健衛生に関する事項	一、社会福祉に関する事項 二、社会保障に関する事項 三、労働に関する事項	市税及び市税に係る税外収入に関する事項	市の歳入歳出予算その他財務に関する事項	一、職員の進退及び身分に関する事項 二、議会及び市の行政一般に関する事項 三、戸籍及び住民登録に関する事項 四、統計、広報、条例の立案その他他課の主管に属しない事項
					分 掌 事 務

町 村				区分
経済係	厚生係	税務係	総務係	分課
一、農業、工業、商業、林業及び水産業に関する事項 二、農地関係の調整に関する事項 三、物資の配給に関する事項	一、社会福祉に関する事項 二、社会保障に関する事項 三、保健衛生に関する事項 四、労働に関する事項	町(村)税及び町(村)税に係る税外収入に関する事項	一、職員の進退及び身分に関する事項 二、議会及び町(村)の行政一般に関する事項 三、町(村)の歳入歳出予算その他財務に関する事項 四、戸籍及び住民登録に関する事項 五、統計、広報、条例の立案、その他他課に属しない事項	土木課
				分掌
				事務

土木係
一、道路及び河川に関する事項 二、住宅及び建築に関する事項 三、その他土木一般に関する事項

備考

(一) 市は、実情により総務課と財務課を合せて総務課とし、戸籍課を設けて「戸籍及び住民登録に関する事項」を所管させることも考慮されること。

(二) 町村は、人口、職員数、事務量等の実態に即して係の数を増減し、又は係制に代えて課制を採用することが考えられること。

(三) 国民健康保険、上水道その他の事業を経営している市町村は、その実情に即して別に分課を設け、これに伴い例示の分課を廃合する等適宜の措置を講じて差しつかえないこと。

2 支所及び出張所の設置状況

支所及び出張所の廃止及び統合は、新町村の重要な

課題である。新市町村は、支所、出張所の廃止、統合等により経費の節減を図り、新市町村建設計画に掲げる事業の財源の確保の一助としなければならないのであるが、この場合住民の利便が低下することのないよう、に事務処理を改善し、連絡、通信及び交通施設を整備する等適当な考慮が払わなければならない。

第四表に掲げるとおり、合併当時一〇七にも及んだ支所、出張所(連絡所等を含む以下同じ)も逐年漸減の一途をたどり昭和三十二年二月一日現在において支所四〇、出張所一七、合計五七に、昭和三十三年三月三十一日現在においては支所二八、出張所三六、合計六四となつたのである。昭和三十二年中に支所、出張所の合計数が増加したのは鳥取市に一四の出張所(地区主任詰所)が新設されたのが最大の原因である

が、これは地区住民の利便の低下を防止するためにとられた措置であり、これを除けば新市町村の一体性確立のための足跡は判然と知られ得るのである。これ等支所、出張所の廃止、統合は、合併前の町村意識を解消し、住民の一体意識の形成の助長を促し、また本庁に職員を集中して合理的な人事管理を行い、効果的な事務処理の態勢整備に尽しており、その意味において合併の一の目的を達成しつとあるといえるのである。

支所、出張所の職員数は、昭和三十一年度、一三一人に対して三十二年度において一二三人、九三、九パーセントと、支所、出張所に要する年間経費を昭和三十一年度、二三、三六二千元に対し昭和三十二年度においては二〇、三九三千元、八七、三パーセントと漸次下降の線をたどっている。

支所、出張所の本庁からの距離別区分をみると六キロメートル未満三五、六キロメートル以上八キロメートル未満一〇、八キロメートル以上一九となつている。当面の問題としては六キロメートル未満の三五の支

所、出張所の廃止についての慎重な検討が望まれるのではなからうか。

3 附属機関の設置及び活動状況

附属機関の設置及び活動状況は、第五表に掲げるところである。合併前一市町村当り六、二あつた附属機関も昭和三十三年三月三十一日現在には四、三と減り、その割合は六九パーセントとなつている。一部市町村においては条例により附属機関を設置することなく、任意にそれに替るものを設置して執行機関の諮問調査等の機関としていたところもあり、これ等は早急に改善されなければならない。

第四表 支所、出張所に関する調

区分 市町村名	昭和32年2月1日現在							昭和33年3月31日現在										増加率			
	支所、出張所の数		支所、出張所の職員数(A)	支所、出張所に要する年間の経費(B)	支所、出張所に要する年間の経費	支所、出張所の数		支所、出張所の職員数(C)	支所、出張所に要する年間の経費(D)	支所、出張所に要する年間の経費	支所、出張所に要する年間の経費	支所、出張所に要する年間の経費	本庁からの距離区分				C/A × 100	D/B × 100			
	支所	出張所				支所	出張所						4 Km未満	4 Km~6 Km未満	6 Km~8 Km未満	8 Km以上					
			千円	千円	千円			千円													
鳥取市	11	5	43	2.7	9,124	570	14	30	2.1	未報告	千円	2,452									
取子市							11	24	2.2	5,525	502										
倉吉市		4	8	2.0	2,079	507		9	2.3	1,653	413	4,817									
市計	11	9	51	2.5	11,153	557	29	63	2.2	7,178	248	3,083	4	9	6	10	123.5	64.4			
国岩郡	1	1	5	2.5	1,155	578	1	1	5	2.5	933	467	2,235					2	100.0	80.8	
美郷町								2	2	2.0	465	465	1,630					1			
船橋町	2		3	1.5	598	299															
八頭町	1		3	3.0	520	520	1	2	2.0	350	350	1,861	1						66.7	67.3	
若狭町	1		4	4.0	228	228	1	3	3.0	774	774	2,552		1					75.0	339.5	
用智高		2	2	1.0	262	131	1	2	1.0	286	143	2,000	2						100.0	46.9	
野高	6		17	2.8	2,109	352	6	11	1.8	3,886	648	2,477	2	2					64.7	184.3	
野高	1		3	3.0	829	829	1	4	4.0	835	835	5,351	2	1					133.3	100.7	
鹿野町	2		6	3.0	1,106	553	2	3	1.5	1,106	553	2,217				2			50.0	10.5	
合郷町																					
三朝町	1		1	1.0	255	255	1	1	1.0	253	253	2,130						1	100.0	11.8	
関金町	1		2	2.0	343	343	1	1	1.0	260	260	2,076							50.0	75.8	
北大町	1		2	2.0	362	362	1	1	1.0	234	234	2,816	1						50.0	64.6	
大東町	4		2	2.0	406	406	1	2	2.0	341	341	2,317							100.0	84.0	
赤碕町	1		2	2.3			4	9	2.3	1,869	467	2,670	2						100.0		
赤碕町	1		2	2.0	340	340	1	2	2.0	390	390	2,93	2	1					100.0	114.7	
西会町	2		4	2.0	842	421															
岸伯江	1	1	2	2.0	311	311	1	1	1.0	200	200	2,199							50.0	-	
本江	1		2	2.0	311	311	1	1	1.0	377	377	1,966							50.0	121.2	
山和町		2	3	1.5	823	412	2	3	1.5	511	256	2,891	1						100.0	62.1	
中高村	1		1	1.0	257	257	2	2	1.0	268	134	2,580	2						50.0	104.3	
高宮村	1		2	2.0	426	426	1	2	2.0	441	441	1,145							100.0	103.5	
伯南	1		1	1.0	259	259	1	1	1.0	282	282	2,164							100.0	108.9	
根江																					
江府	2		4	2.0	778	389	2	2	1.0	530	265	2,168							1	50.0	68.1
村計	29	8	80	2.2	12,209	7,671	28	7	60	1.7	13,215	378	2,355	11	11	4	9	75.0	108.2		
合計	40	17	131	2.3	23,362	8,228	28	36	123	1.9	20,393	319	2,573	15	20	10	19	93.9	87.3		

(鳥取市を除く)

第五表 附属機関に関する調

00419

区分 市町村名	合併前		昭和32年3月31日現在				昭和33年3月31日現在				差引増△減 (A-C)	差引増△減 (B-D)	昭和32年度	
	附属機 関数	委員数	附属機 関数 (C)	部外者 委員数	部内者 委員数	委員数 合計 (D)	附属機 関数 (A)	部外者 委員数	部内者 委員数	委員数 合計 (B)			開 回 数	一 附 属 機 関 当 開 会 回 数
鳥取市	22	251	11	136	13	149	12	160	19	179	1	30	20	1.7
米子市	1	91	1	11	3	14	1	11	3	14			3	3.0
倉吉市	1	31	5	187	8	195	7	225	15	240	2	45	73	10.4
境港市	1	46	1	11	3	14	1	12	2	14			2	2.0
市平均	6.3	104.7	4.5	86.2	6.8	93.0	5.3	102.0	9.8	111.8	0.75 (3)	24.50 (98)	98	4.7
国府町	12	117	2	17	2	19	4	37	2	39	2	20	10	2.5
岩手郡	28	258	5	135	3	138	6	155	3	158	1	20	39	6.5
船岡町	7	99	3	53	3	56	4	63	3	66	1	10	8	2.0
河原町	6	36	2	16	5	21	2	16	5	21			7	3.5
八幡町	4	112	4	76	2	78	4	76	2	78			16	4.0
八幡町	3	18	2	5	6	11	2	5	6	11			6	3.0
若用町	9	102	7	92	10	102	6	77	10	87	△1	△15	18	3.0
智気町	10	172	4	108		108	4	108		108			19	4.8
鹿野町	6	86	8	132	11	143	8	133	11	144		1	29	3.6
青羽町	25	216	5	68		68	5	80		80		12	10	2.0
東郷町	8	76	3	24	3	27	3	25	3	28		1	8	2.7
三朝町	3	39	2	26	2	28	2	26	2	28			2	1.0
大東町	4	52	3	20	3	23	4	36	5	41	1	18	6	1.5
赤松町	4	38	4	38	1	39	4	33	1	34	1	△5	13	3.3
伯耆町	2	48	3	49	2	51	4	64	6	70		19	12	3.0
大東町	4	45	3	31		31	3	31	0	31			5	1.7
赤松町	6	57	3	28	6	34	3	40	7	47		13	1	3.3
伯耆町	3	34	3	20	2	22	3	20	2	22			2	6.7
西条町	11	124	6	21	2	23	6	23	2	25		2	32	5.3
赤松町	4	35	7	123	5	128	7	124	4	128			43	6.1
西条町	3	77	4	65	4	69	4	64	4	68		△1	37	9.3
伯耆町	4	54	3	28	1	29	5	50	1	51	2	22	10	2.0
伯耆町	4	72	4	56	2	58	5	77	6	83	1	25	15	3.0
伯耆町	2	17	2	19		19	2	19		19			3	1.5
伯耆町	3	84	3	38	1	39	4	44	1	45	1	6	11	2.8
大町	5	92	5	37	1	38	5	37	4	41			3	16
山和町	5	114	5	78	4	82	5	74	5	79		△3	17	3.4
中宮村	2	12					2	27	5	32	2		1	0.5
高宮南	3	46	4	38	9	47	4	36	11	47			10	2.5
伯耆町	4	69	4	40	4	44	4	40	4	44			10	2.5
根江町	3	24	5	45	8	53	5	44	8	52		△1	14	2.8
府口町	2	31	5	72	8	80	6	74	8	82	1	2	15	2.5
江津町	11	55	5	46	1	47	6	78	1	79	1	32	14	2.3
町村平均	6.2	74.9	3.9	49.8	3.4	53.2	4.3	55.6	4.0	59.6	0.39 (13)	6.45 (213)	459	3.2
平均	6.2	78.2	4.0	53.8	3.7	57.5	4.4	60.6	4.6	65.3	0.43 (16)	7.8 (288)	557	3.4

(注) 委員数は法令定数である。

4 職員組織の状況

職員の構成、配置等の適正化については行政機構の合理化、特にさきに述べた分課組織及び支所、出張所の統、廃合と密接不可分の関係にあるが、職員の配置に当つては、適材適所主義に徹し、また事務職員と技術職員の構成比の合理化、各執行機関を通じての職員の協力体制の整備等検討考究の努力を払う必要がある。第六表から知れるように新市町村においては、職員組織の適正化に相当努力が払われている。すなわち市において職員一人当り(学校、公民館、保育所等各種施設及び上水道等の各種事業に属する職員は除く。以下同じ。)人口数は、昭和三十一年度一五七人に対し昭和三十一年度二〇九人と大幅にふえ、その増加率も一三三パーセントに及んでおり、他方町村においても昭和三十一年度二四六人という市に比べ非常に効率的な職員配置であつたにもかかわらず、昭和三十一年度には二五二人と僅かながらも一段と合理化のあとを示し、新市町村全体では、昭和三十一年度の一九二人に

対し二二七人と一一八パーセント伸びている。今後の問題としては市の職員一人当り人口数を町村の二五二人のそれにいかにして引きあげるか残された課題といえるであろう。更に全体として住民の福利行政に相当力がいられ、昭和三十一年度九五二人であつた各種施設の職員が昭和三十一年度には一、三八〇人と一四五パーセントの増加をみており、好ましいことといわねばならない。

国では、「新市町村建設方針」において、一般的共通的な事務に従事する職員の人口段階別平均数を示しているが、参考のため掲げると第七表のとおりである。

第七表 町村職員の人口段階別基準定数

人口段階区分(人)	職員定数(人)
八、〇〇〇未満	二三以下
八、〇〇〇～一〇、〇〇〇	二四～二八
一〇、〇〇〇～一二、〇〇〇	二九～三三
一二、〇〇〇～一五、〇〇〇	三四～四二
一五、〇〇〇～一八、〇〇〇	四三～五〇
一八、〇〇〇～二〇、〇〇〇	五一～五五
二〇、〇〇〇～二二、〇〇〇	五六～六〇
二二、〇〇〇～二五、〇〇〇	六一～六九
二五、〇〇〇～二八、〇〇〇	七〇～七七
二八、〇〇〇～三〇、〇〇〇	七八～八三

(注) 学校、公民館、保育所、診療所等の各種施設及び国民健康保険、上水道等の各種事業に属する職員は含まないものであること。

5 庁舎の現況

庁舎の広狭は、事務能率、職員の衛生等に深い関係があるが、新市町村の概況は、第八表に掲げるとおりである。

三 新市町村の長及び議会議員等の報酬等の状況

新市町村の長、助役及び収入役の給料並びに議員の報酬は第九表に掲げるとおりである。

第六表 職員数に関する調

00452

区分 市町村名	昭和32年1月31日現在								昭和33年3月31日現在								差引増△減		昭和32年 1月31日 を100と した職員 の人口増 加率	備考
	職員数							職員1人 当り人口 数	職員数							職員1人 当り人口 数	(C-A)	(D-B)		
	長 の 事 務 部 局	種 員 事 務 局	消 防 職 員	臨 時 職 員	計 (A)	うち 種 種 の 職 員	各 種 設 施 を 除 いた 職 員 数		各 種 設 施 を 除 いた 職 員 数	長 の 事 務 部 局	種 員 事 務 局	消 防 職 員	臨 時 職 員	計 (C)	うち 種 種 の 職 員					
鳥取市	676	107	69	131	983	210	773	136	632	86	66	55	839	341	498	217	△144	131	159.6	水道職員 を除く。
米子市	349	79	53	151	632	85	547	169	422	81	53	162	718	219	499	187	△86	134	110.7	
倉吉市	273	63	28	29	393	66	327	160	263	56	27	18	364	96	263	195	△29	30	121.9	
境港市	135	26	17		178	27	151	220	134	26	17	3	180	66	114	300	△2	39	136.4	
市計	1,433	275	167	311	2,186	388	1,798	157	1,451	249	163	238	2,101	722	1,379	209	△85	334	133.1	
国府町	35	5			40	9	31	307	34	11			45	12	33	281	5	3	91.5	病院を除く。
岩美町	153	8			161	86	75	273	151	9			160	85	75	270	△1	△1	98.9	
郡家町	未報告								64	16			80	37	43	268	—	—	—	
船岡町	45	4	1		50	23	27	244	45	3	1		49	25	24	269	△1	2	110.2	
河原町	52	14			66	18	48	237	58	5	6		69	19	50	234	△3	1	98.7	
八頭村	28	2			30	12	18	258	22	5	2		29	13	16	290	△1	1	112.4	
若桜町	未報告								48	11	2		61	21	40	238	—	—	—	
用瀬町	42	7			49	14	35	186	48	1			49	22	27	236	0	8	126.9	
智頭町	61	14	7		82	24	58	252	71	4	4		79	27	52	285	△3	3	113.1	
気高町	75	3	1		79	24	55	204	64	9			73	25	48	238	△6	1	116.7	
鹿野町	34	3			37	11	26	233	33	3			36	13	23	260	△1	2	111.6	
青谷町	43	9			52	6	46	269	44	10			54	3	51	240	△2	△3	89.2	
羽合町	43	5			48	25	23	346	46	9	4		59	28	31	254	11	3	73.4	
東郷町	46	7	2		55	8	47	188	43	14	23		80	41	39	228	25	33	121.3	
三朝町	71	7			78	20	58	196	71	6	1		78	25	53	207	0	5	105.6	
関金町	26	8			34	7	27	245	28	5	1		34	11	23	284	0	4	115.9	
北条町	40	6	3		49	23	26	279	40	7	5		52	22	30	239	3	△1	85.7	
大栄町	29	6			35	12	23	249	28	5			33	15	18	318	△2	3	127.7	
東伯町	50	13			63	12	51	298	57	13	2		72	19	55	287	9	7	96.3	
赤碓町	56	11	1		68	32	36	320	66	11	2		79	42	37	305	11	10	95.3	
西伯町	72	11			83	54	29	307	77	5			82	48	34	263	△1	△6	85.7	
会見町	25	8	1		34	10	24	199	29	7	2		38	14	24	198	4	4	92.5	
岸本町	35	3	2		40	11	29	226	33	9	6		48	14	34	192	8	3	85.0	
伯仙町	26	4			30	5	25	206	27	2			29	6	23	224	△1	1	108.7	
淀江町	46	4	1		51	12	39	242	45	10	1		56	21	35	267	5	9	110.3	
大山町	41	8			49	13	36	262	42	9	3		54	24	30	314	5	11	119.8	
名和町	49	6	2		57	18	39	272	49	5	2		56	9	47	228	△1	△9	83.8	
中山町	未報告								24	10			34	10	24	321	—	—	—	
高宮村	10	5			15	2	13	212	8	5			13	2	11	245	△2	0	115.6	
伯南町	46	8			54	27	27	208	48	8			56	29	27	207	2	2	99.5	
根雨町	31	8	1		40	12	28	213	31	6	2		39	11	28	208	△1	△1	97.7	
江府町	44	5	1		50	21	29	254	42	4	4		50	20	30	243	0	△1	95.7	
溝口町	36	5			48	13	35	250	41	4			45	13	32	272	△3	0	108.8	
町村計	1,397	207	1	22	1,627	564	1,063	246	1,557	241		73	1,871	726	1,145	254	69	94	92.4	
合計	2,830	482	168	333	3,813	952	2,861	192	3,008	490	163	311	3,972	1,448	2,524	229	△16	428	113.9	(未報告町村 を除く。)

第八表 庁 舎 に 関 す る 調

00453

区分 市町村名	昭和32年度 3月31日現在			昭和33年3月31日現在			建物面積 差引増△減	増 加 率 $\frac{B}{A} \times 100$
	建物面積	職 員 数	職員1人当 り建物面積 (A)	建物面積	職 員 数	職員1人当 り建物面積 (B)		
鳥 取 市	6,724	685	9.8	6,345	684	9.3	△ 379	94.9
米 子 市	6,781	470	14.4	6,861	480	14.3	80	99.3
倉 吉 市	4,283	316	13.6	4,283	304	14.1		103.7
境 港 市	2,052	180	11.4	2,182	180	12.1	130	106.1
市 計	19,840	1,651	12.0	19,671	1,648	11.9	△ 169	99.2
国 府 町	391	52	7.5	484	52	9.3	93	124.0
岩 美 町	1,272	114	11.2	1,272	114	11.2		100.0
郡 家 町	1,121	97	11.6	885	75	11.8	△ 236	101.7
船 岡 町	661	52	12.7	661	52	12.7		100.0
河 原 町	592	88	6.7	592	88	6.7		100.0
八 頭 村	483	49	9.9	507	49	10.3	24	104.0
若 桜 町	552	60	9.2	542	65	8.3	△ 10	90.2
用 瀬 町	1,540	71	21.7	1,540	71	21.7		100.0
智 頭 町	863	105	8.2	863	89	9.7		118.3
気 高 町	773	77	10.3	773	77	10.0		97.1
鹿 野 町	267	47	5.7	267	45	5.9		103.5
青 谷 町	1,310	83	15.8	1,310	84	15.6		98.7
羽 合 町	606	54	11.2	606	55	11.0		98.2
東 郷 朝 町	521	62	8.4	521	61	8.5		101.2
三 朝 町	1,075	110	9.8	1,138	105	10.8	63	110.2
関 金 町	257	44	5.8	257	44	5.8		100.0
北 条 町	653	53	12.3	653	55	11.9		96.7
大 栄 町	560	43	13.0	560	43	13.0		100.0
赤 伯 碯 町	1,302	83	15.7	1,754	79	22.2	452	141.4
西 伯 碯 町	703	62	11.3	703	64	11.0		97.3
西 伯 碯 町	710	75	9.5	710	75	9.5		100.0
会 見 町	585	59	9.9	585	59	9.9		100.0
岸 本 町	929	58	16.0	513	61	8.4	△ 416	52.5
淀 仙 江 町	未 報 告			392	49	8.0		
大 山 町	681	57	11.9	681	58	11.7		98.3
大 山 町	763	70	10.9	1,454	72	20.2	691	185.3
名 和 町	721	75	9.6	721	75	9.6		100.0
中 山 村	674	54	12.5	674	59	11.4		91.2
高 宮 村	594	41	14.5	594	39	15.2		104.8
伯 宮 南 町	608	43	14.1	608	43	14.1		100.0
根 雨 町	387	65	6.0	387	61	6.3		105.0
江 府 町	567	60	9.5	567	56	10.1		106.3
溝 口 町	690	75	9.2	690	73	9.5		103.2
町 村 計	23,811	2,138	11.1	24,264	2,147	11.3	568	101.8
合 計	43,651	3,789	11.5	43,935	3,785	11.6	399	100.8

第九表 市町村長、助役、収入役の給料及び議会の議員の報酬調 (昭和33年3月1日現在)

市町村名	市町村長	助 役	収入役	議 会 の 議 員			
				議 長	副議長	議 員	
鳥取市	取子	60,000	50,000	35,000	19,000	16,000	14,000
	米吉	65,000	50,000	39,300	18,000	15,000	13,000
	倉港	60,000	40,000	30,000	16,000	14,000	12,000
	境市	40,000	30,000	25,000	10,000	9,000	8,000
市平均	56,250	42,500	32,250	15,750	13,500	11,750	
国府町	岩美	35,000	25,000	22,000	5,800	4,100	3,500
	家岡	36,000	27,000	22,500	5,600	5,400	5,000
	船原	25,000	20,000	17,800	4,500	3,500	3,500
	河原	23,000	18,000	16,000	2,600	2,100	1,600
八頭村	若智	24,000	20,000	17,000	4,200	3,200	3,000
	智気	22,000	18,300	17,300	2,800	2,300	1,800
	高瀬	36,000	30,000	24,000	4,500	3,500	2,500
	高瀬	25,500	21,000	18,000	3,000	2,500	2,000
鹿野町	青羽	37,000	25,000	23,000	3,800	3,000	1,800
	東三	33,000	22,000	21,000	4,000	3,500	3,000
	三朝	29,500	22,000	21,000	4,500	3,300	3,000
	朝	36,000	26,000	21,000	4,200	3,700	3,300
関金町	北大	30,000	22,600	18,300	5,250	4,450	3,400
	大東	33,000	28,000	22,000	6,500	4,600	3,700
	赤碕	40,000	28,000	24,000	6,000	4,500	4,000
	碕	27,500	22,000	19,800	5,000	3,600	3,000
西会町	会岸	32,000	26,000	21,500	5,000	4,000	3,300
	岸伯	30,300	22,600	20,300	5,000	4,000	3,000
	伯碕	37,100	26,350	21,700	5,500	4,500	3,500
	碕	36,000	27,000	24,000	6,000	4,800	3,600
西会町	会岸	26,000	21,000	19,000	3,500	2,900	2,300
	岸伯	23,000	21,000	19,000	3,300	2,750	2,200
	伯碕	25,000	20,300	19,300	3,400	2,900	2,400
	碕	22,900	18,400	15,700	3,500	2,500	2,000
大和町	中山	27,000	22,000	19,500	3,500	3,000	2,500
	中山	28,000	22,000	20,500	3,500	2,900	2,300
	山宮	28,000	23,000	18,000	5,000	4,000	2,500
	宮南	28,000	21,000	19,700	4,000	3,500	3,000
根江町	江高	21,400	18,300	16,300	2,200	1,700	1,600
	高伯	28,000	20,500	18,500	3,000	2,300	2,000
	伯碕	28,000	20,500	18,500	2,600	2,100	1,700
	碕	30,000	22,000	20,000	3,000	2,000	1,600
根江町	江高	30,000	25,000	21,000	4,000	3,000	2,500
	碕	30,000	25,000	21,000	4,000	3,000	2,500
町村平均	29,491	22,783	19,915	4,189	3,336	2,730	
平均	32,384	24,915	21,249	5,439	4,435	3,705	

四 新市町村の職員の給与の状況

昭和三十三年五月一日現在の新市町村の職員（一般職員、教育関係職員、消防職員、臨時職員）の一人当り平均給与月額、第十表に掲げるとおりである。

勿論この一人当り平均給与月額、それぞれの市町村の職員構成、すなわち年令、経験年数、学歴等により更には臨時職員の全職員中にしめる割合等により異なるため同一に論断することはできないが、一応の比較対照の資料となるであろう。

新市町村の職員の給与を国家公務員及び民間企業のそれと比較すればそこに非常な格差がみられるのである。昭和三十三年三月現在の国家公務員の平均給与一九、三九〇円、同じく民間の基準内給与（毎月きまつて支給される給与から時間外手当を除いたもの。）二〇、八五九円に比べその五〇パーセントにも満たない九、〇〇〇円以下の町村がその大半をしめているのである。

新市町村職員をしてこのような状態に甘んじさせて

いる理由は種々考えられるがその主なるものをあげれば、

- （一） 殆どの職員が農業を経営しているか、或は農業を経営している親族と同居し、それ等の余沢にあづかっていること。
- （二） 農山村の生活程度が都市に比べてかなり低いこと。
- （三） 都市に比べ農山村では交通費等がかさまないこと。
- （四） 農業協同組合、森林組合等の職員の給与が低額であるため、それ等との均衡上、役場職員のみ高給を給することができにくい事情にあること。

その他にも地方自治体の財政基盤が脆弱であるとか、職員の給与改訂に対する熱意が乏しいとか、種々あげられると思うが、しかし、職員の給与はその職務と責任に應ずるものでなければならぬし、その額は、生計費、並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めら

れなければならぬのであり新市町村においてはこの問題を考究善処しなければならない。

扶養手当及び暫定手当は、殆どの町村において支給されているが、船岡町、八頭村、鹿野町、伯南町においては扶養手当が支給されておらず、また用瀬町においては、暫定手当が支給されておらない。更に、臨時職員の給与はその殆どの市町村において扶養手当、暫定手当のいずれも支給されておらず、その給与額も大半の町村が非常に低いものとなつてゐる。

五 新市町村の教育施設(小学校及び中学校)の状況

新市町村の小学校及び中学校の施設の状況はそれぞれ

れ第十一表及び第十二表に掲げるとおりであり、これを要約すれば小学校施設については次表第十三表のとおりである。

第十三表 小学校施設総括表

区分	学校数		1学級当りの児童数	1学級当りの教員数	伸長率 1学級当りの児童数 %	児童1人当り平均面積			教室不足面積	危険校舎面積	児童1人当り			増加率%
	本校	分校				運動場	一般校舎	講堂			増加率%	一般校舎	講堂	
昭和31年度	65	3	43.2	1.17		8.22	3.78	0.68	2,760	32,080	99.0	99.2	105.9	59.8
昭和32年度	65	4	45.1	1.17		8.14	3.75	0.72	1,650	34,880	99.0	99.2	105.9	59.8
差引増△減	0	1						△	1,110	2,770				108.6
町														
昭和31年度	127	54	35.0	1.22		11.02	5.12	1.28	1,033	49,860				
昭和32年度	126	54	35.2	1.21		11.17	5.03	1.25	2,169	56,808	101.4	98.2	97.7	210.0
差引増△減	△51	0							1,136	6,948				113.9
村														
昭和31年度	192	54	38.6	1.20		9.64	4.46	0.98	3,793	81,940				
昭和32年度	191	58	38.6	1.19		9.70	4.41	0.99	3,819	91,658	100.6	98.9	101.0	100.7
差引増△減	△1	1							26	9,718				111.9

(注) 伯耆町は一部未報告のため除いた。

00458

第十表 市 町 村 職 員 給 与 月 額 調

(昭和33年5月1日現在)

区分 市町村名	一般職員1人当り平均給与月額				臨時職員1人当り平均給与月額				職員1人当り平均給与月額 (教育関係職員消防関係職員を含む)				(C) (A) × 100	(D) (B) × 100
	本俸 (A)	扶養手当	暫定手当	合 計 (B)	本 俸 (C)	扶養手当	暫定手当	合 計 (D)	本 俸	扶養手当	暫定手当	合 計		
鳥取市	12,931	1,036	645	14,611	6,992			6,992	12,444	990	599	14,012	54.1	47.9
米子市	12,917	1,000	660	14,577	6,441			6,441	11,470	772	518	12,760	49.9	44.2
倉吉市	10,996	844	539	12,379	5,292			5,292	10,283	824	483	11,590	48.1	42.7
境港市	10,612	796	503	11,911					10,164	819	486	11,469		
国府町	9,100	1,100	400	10,600					10,133	972	361	11,466		
岩手町	9,194	755	296	10,245					9,194	755	296	10,245		
郡家町	8,983	424	254	9,661	9,000			9,000	8,027	338	230	8,595	100.2	93.2
船岡町	8,607		250	8,857	6,000			6,000	8,367		233	8,600	69.7	67.7
河原町	8,717	415	28	9,415	3,000	143		3,143	8,050	367	267	8,683	34.4	33.4
八尾町	8,174		261	8,435					7,345		241	7,586		
若狭町	10,458	868	320	11,646	4,000			4,000	9,668	835	294	10,797	38.2	34.3
智頭町	8,605	316		8,921					7,977	273		8,250		
高気町	9,262	770	295	10,328	4,200			4,200	8,373	627	253	9,253	45.3	40.7
鹿野町	8,980	920	320	10,220					8,736	887	302	9,925		
青谷町	9,033		294	9,329					8,800		284	9,084		
合郷町	10,721	614	331	11,666	3,666			3,666	9,957	545	302	10,804	34.2	31.4
東郷町	9,081	1,189	270	10,540	3,600	132		3,732	8,178	987	260	9,425	39.6	35.4
三朝町	8,281	516	188	8,985	4,333	167		4,500	7,750	447	184	8,381	52.3	50.1
朝日町	9,540	885	312	10,737	4,800			4,800	8,873	761	267	9,901	50.3	44.7
金栄町	8,557	650	270	9,477	4,600	96		4,696	17,407	650	462	18,519	53.8	49.6
大東町	7,778	583	250	8,611	3,667			3,667	7,357	500	238	8,095	47.1	42.6
赤碕町	7,953	523	236	8,713					7,721	507	231	8,459		
伯耆町	9,218	873	291	10,382	8,500			8,500	8,828	781	266	9,875	92.2	81.9
西伯町	9,400	872	291	10,563	5,000			5,000	8,952	823	275	10,050	53.2	47.3
西伯町	10,250	1,167	305	11,722	4,000			4,000	10,081	1,135	297	11,513	39.0	34.1
山見町	8,536	776	263	9,575	8,750			8,750	8,083	656	242	8,981	102.5	91.4
山本町	9,500	923	269	10,692	7,143			7,286	8,622	649	243	9,514	75.2	68.1
山江町	8,500	792	250	9,542					7,929	678	250	8,857		
山江町	8,652	609	261	9,522					8,385	538	250	9,173		
山和町	8,159	659	273	9,091	6,000			6,000	7,804	608	255	8,667	73.5	66.0
山宮町	9,286	696	268	10,250					8,836	639	246	9,721		
高宮村	8,862	553	286	9,702					8,143	514	257	8,914		
高宮村	8,615	1,076	230	9,921					8,615	1,076	230	9,921		
高宮村	8,878		281	9,159					8,878		281	9,159		
雨宮町	9,011	886	275	10,172	9,000			9,000	8,841	795	257	9,893	99.9	88.5
江府町	8,763	1,000	316	10,079	5,000			5,000	8,575	9,500	300	9,825	57.1	49.6
江府町	9,753	909	303	10,970	4,000			4,000	9,588	882	294	10,764	41.0	36.5

更に中学校施設については次表第四表のとおりとなる。

第十四表 中学校施設総括表

区分	年度	学校数	1学級当りの生徒数	1学級当りの教員数	伸長率 1学級当りの生徒数	率 1学級当りの教員数	生徒1人当り平均面積			教室不足面積	危険校舎面積	生徒1人当り			増加率%
							運動場	一般校舎	講堂			運動場	一般校舎	講堂	
市															
町															
村															
昭和31年度	25	47.0	1.56	98.7	101.3	8.84	3.84	0.66	1,946	6,883	106.4	102.3	113.6	108.8	158.6
昭和32年度	25	46.4	1.58	98.7	101.3	9.41	3.93	0.75	2,118	10,914	106.4	102.3	113.6	108.8	158.6
差引増△減	0								172	4,031					
市															
及び															
町村															
昭和31年度	57	41.3	1.68	96.6	103.6	13.73	4.72	1.09	461	3,111					
昭和32年度	54	39.9	1.74	96.6	103.6	16.20	5.11	1.24	1,037	2,295	117.9	108.3	113.8	224.9	73.8
差引増△減	3								576△	816					
市															
及び															
町村															
昭和31年度	82	43.8	1.63	97.7	102.5	11.43	4.30	0.88	2,407	9,994					
昭和32年度	79	42.8	1.67	97.7	102.5	12.93	4.54	1.00	3,155	13,209	113.1	105.6	113.6	131.1	132.2
差引増△減	3								748	3,215					

(注) 伯仙町は一部未報告のため除いた。

右第十一表から第十四表までにより学校施設について概括的にいうることは、

- (一) 学校統合により一小学校(東郷町)三中学(若桜町、用瀬町及び岸本町)が姿をけた。これは、住民の一体意識の形成を助成する意味において非常に好ましいことであり、また町村の健全な財政運営に資することからざるものがある。更に学校経営規模の適正化により教育効果の向上という教育行政上みのがし得ない所産があり、その意義は大きく評価されてよい
- (二) 一学級当り児童、生徒数は、昭和三十二年度において小学校三八・六人、中学校四二・八人で、県教育委員会が示している基準の小学校一学級当り五六人、中学校五二人をはるかに下回り小中学校とも非常に恵まれた環境にあるといえる。
- (三) 一学級当り教員数は、昭和三十二年度において小学校一・一九人中学校一・六七人と、県教育委員会ですしている小学校一教室当り一・二人と一・三人、中学校一・四人と一・七人(学校の経営規模により基準

が違う。)の基準とほぼ同程度を示しておる。

- (四) 中学校施設のうち、運動場及び講堂(屋体を含む。)をいまだ持たないところもかなりあり、その多くは小学校の運動場を借用している。これは教育効果上非常に好ましからざることであり早急改善されなければならぬ。
- (五) 教育施設(運動場、一般校舎、講堂)について県教育委員会の示した基準と、新市町村の現況とを比較対照すれば第十五表のとおりとなり、小・中学校ともに運動場を除いては県教育委員会の基準を上回っており、特に小学校においては一般校舎、講堂ともに基準に対して約一五〇パーセントと非常に高率を示している。今後新市町村においては、小・中学校ともに運動場の拡充整備とそれによる児童生徒の保健体育の向上が図られなければならない。

第十五表 小、中学校教育施設と県教育委員会の基準との比較 (児童、生徒1人当り)

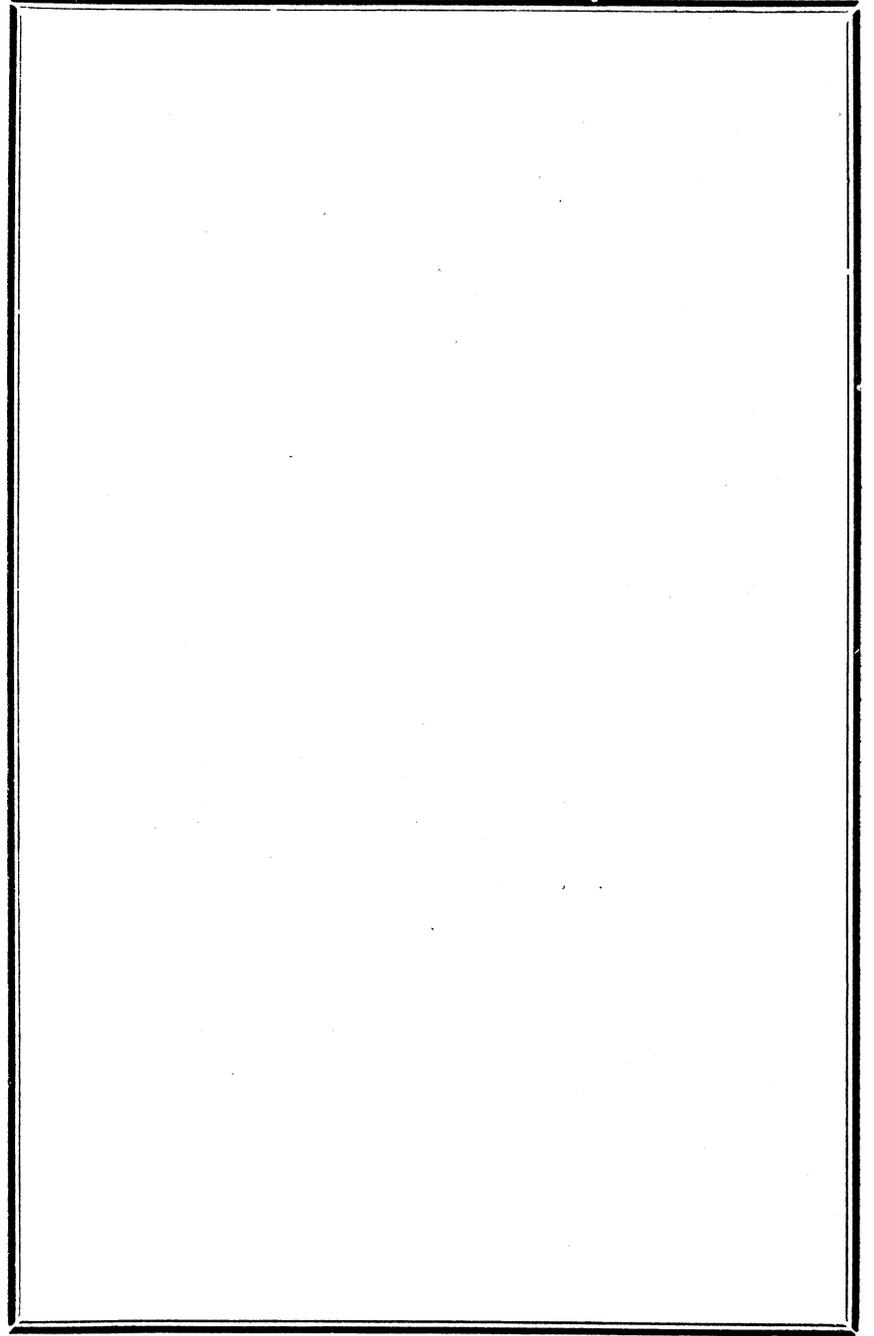
年度	区分	小学校施設			中学校施設			
		運動場	一般校舎	講堂	運動場	一般校舎	講堂	
昭和32年度 県教育委員会 で定めた基準	(A)	9.70	4.41	0.99	12.95	4.54	1.00	
	(B)	20.00	3.00	0.66	20.00	3.56	0.89	
		(A) (B) %	48.5	147.0	150.0	64.7	127.5	112.4

(四) 危険校舎面積は、小学校において九一、六五八平方メートル、中学校において三、二二五平方メートルを示し、小学校のそれは中学校のそれに比べ非常に多い。これは戦後の新学制により中学校校舎はかなり多くの新築をみたことに起因する。

小学校の危険校舎面積の一般校舎中に占める割合は二六パーセントという高率をしており児童をして非常に危険な状態にしているといふことがいえる。児童をして安全な、しかもよりよい環境のもとで勉学させるために、これら危険校舎の早急な解消が待たれる

のである。

なお、昭和三十二年度中における新市町村の小、中学校の校舎の新築、増築及び改築の実施状況は第十六表に掲げるとおりである。



00453

第十一表 小学校の施設に関する調

区分 市町村名	昭和31年度							昭和32年度							増△減			伸長率			
	本校数	分校数	児童数	学級数	1学級 当り 児童数 (A)	教員数	事務 職員数 (B)	本校数	分校数	児童数	学級数	1学級 当り 児童数 (C)	教員数	事務 職員数 (D)	1学級当 り教員数 (D)	児童数	学級数	教員数	C/A × 100	D/B × 100	
鳥取市	27		14,360	338	42.5	391	54	1.16	27		14,716	346	42.5	409	62	1.18	356	8	18	100.0	101.7
取子市	20		12,647	290	43.6	351	47	1.21	20		12,690	292	43.5	343	63	1.18	43	2	△ 8	99.8	97.5
倉境市	12	3	7,290	171	42.6	199	27	1.16	12	4	7,380	175	42.2	201	23	1.15	90	4	2	99.1	99.1
市計	6		4,349	95	45.8	109	30	1.15	6		4,468	98	45.6	111	30	1.13	119	3	2	99.6	98.3
市計	65		338,646	894	43.2	1,050	158	1.17	65	4	39,254	911	43.1	1,064	183	1.17	608	17	14	99.8	100.0
国岩郡	4	1	1,316	37	35.6	46	6	1.24	4	1	1,350	37	36.5	44	6	1.19	34		△ 2	102.5	96.0
府美町	9	2	2,699	78	34.6	97	2	1.24	9	2	2,879	79	36.4	96	1	1.22	180	1	△ 1	105.2	98.4
家岡町	6	2	1,602	49	32.7	56	9	1.14	6	2	1,680	51	32.9	58	17	1.14	78	2	2	100.6	100.0
船河町	4	4	900	28	32.1	33	4	1.18	4	1	946	29	32.6	36	1	1.24	46	1	3	101.6	105.1
八頭村	6	3	1,620	50	32.4	61	5	1.22	6	3	1,696	55	30.8	64	4	1.16	76	5	3	95.1	95.1
若用智	2		667	17	39.2	24	4	1.41	2		727	18	40.4	23	4	1.28	60	1	△ 1	103.1	90.8
八若用智	3	4	1,259	35	35.4	42	4	1.20	3	4	1,304	38	34.3	44	4	1.16	65	3	2	96.9	96.7
八若用智	3	3	893	28	31.9	33	6	1.18	3	3	988	30	32.9	35	5	1.17	95	2	2	103.1	99.2
八若用智	7	1	2,014	54	37.3	66	9	1.22	7	1	2,133	59	36.2	68	11	1.15	119	5	2	97.1	94.3
八若用智	5	1	1,611	45	35.8	54	5	1.20	5	1	1,537	43	36.9	52	4	1.19	△ 24	△ 2	△ 2	103.1	99.2
鹿青羽	3	1	856	26	32.9	32	1	1.23	3	1	890	27	33.0	32	1	1.19	34	1		100.3	96.7
野谷合	5		1,826	44	41.5	55	3	1.25	5		1,840	46	40.0	60	2	1.30	14	2	5	96.4	104.0
東三朝	4		1,105	31	35.6	37	5	1.19	4		1,154	32	36.1	37	5	1.16	49	1		101.4	97.5
東三朝	4		1,289	36	35.8	42	7	1.17	3		1,346	34	39.6	38	10	1.12	57	△ 2	△ 4	110.6	95.7
東三朝	7	8	1,416	54	26.2	65	2	1.20	7	8	1,627	57	28.5	73	1	1.28	211	3	8	108.8	106.7
関北大	3	1	995	26	38.3	34	3	1.31	3	1	1,039	28	37.1	35	5	1.25	44	2	1	96.9	95.4
大東赤	2		1,061	26	40.8	34	3	1.31	2		1,103	26	42.4	29	4	1.12	42		△ 5	103.9	85.5
大東赤	5		860	20	43.0	25	3	1.25	2		832	21	39.6	24	3	1.14	△ 28	1	△ 1	92.1	91.2
大東赤	3	3	2,183	59	37.0	68	8	1.15	3	3	2,186	61	35.8	72	6	1.18	3	2	4	96.8	102.6
大東赤	3	2	1,631	40	40.8	50	5	1.25	3	2	1,672	41	40.8	51	5	1.24	41	1	1	100.0	99.2
西公岸	5	2	1,195	39	30.6	49		1.26	5	2	1,226	41	29.9	51		1.24	31	2	2	97.7	98.4
伯見本	3		689	18	38.3	24	3	1.33	3		667	18	37.1	23	3	1.28	△ 22		△ 1	96.9	96.2
伯見本	3	1	918	24	38.3	32	3	1.33	3	1	924	24	38.5	35	3	1.46	6	3	3	100.5	109.8
伯見本	3		1,315	30	43.8	36	4	1.20	2		771	20	38.6	24	3	1.20					
伯見本	3		1,315	30	43.8	36	4	1.20	3		1,296	30	43.2	37	4	1.23	△ 19		1	98.6	102.5
山和山	3	4	1,275	35	36.4	43	6	1.23	3	4	1,380	40	34.5	45	7	1.13	105	5	2	94.8	91.9
山和山	4	3	1,450	47	30.9	52	4	1.11	4	3	1,460	46	31.7	54	5	1.17	10	△ 1	2	102.6	105.4
山和山	3	2	1,069	31	34.5	38	5	1.23	3	2	1,066	31	34.4	36	5	1.16	△ 3		△ 2	99.7	94.3
山和山	2	1	392	14	28.0	17		1.21	2	1	396	14	28.3	19		1.36	4		2	101.1	112.4
山和山	2	4	802	24	33.4	27	1	1.13	2	4	852	23	37.0	28	1	1.22	50	△ 1	1	110.8	93.8
雨府口	4	1	815	24	34.0	31	3	1.29	4	1	837	24	34.9	29	3	1.21	22		△ 2	102.6	93.8
雨府口	4	4	914	33	27.7	40	4	1.21	4	4	945	34	27.8	41	1	1.21	31	1	1	100.4	100.0
雨府口	4		1,224	35	35.0	47	2	1.34	4		1,184	35	33.8	50	2	1.43	△ 40	3	3	96.6	106.7
町村計	127	54	39,841	1,137	35.0	1,390	125	1.22	128	54	41,212 (伯仙町を 除く)	1,172 (伯仙町を 除く)	35.2	1,419 (伯仙町を 除く)	136	1.21	1,371	35	29	100.6	99.2
合計	192	57	78,487	2,031	38.6	2,440	283	1.20	189	58	80,466	2,083	38.6	2,483	319	1.19	1,979	52	43	100.0	99.2

区分 市町村名	昭 和 3 1 年 度								昭 和 3 2 年 度								昭和31年度を100とした増加率						
	施 設			児童1人当り平均面積			教室不 足面積	危険校 舎面積	施 設			児童1人当り平均面積			教室不 足面積	危険校 舎面積	児童1人当り			教室不 足面積	危険校 舎面積		
	運動場	一般校舎	講 堂	運動場	一般校舎	講 堂			運動場	一般校舎	講 堂	運動場	一般校舎	講 堂			運動場	一般校舎	講 堂			運動場	一般校舎
							m ²	m ²							m ²	m ²				m ²	m ²		
鳥取市	116,017	52,251	10,257	8.08	3.64	0.71			11,719	116,017	52,446	11,627	7.88	3.56	0.79			13,270	97.5	97.8	111.3		113.2
米子市	110,800	42,492	7,085	8.76	3.36	0.56	2,760		7,822	114,314	43,433	8,399	9.01	3.42	0.66	1,650		10,017	102.9	101.8	117.9	59.8	128.1
倉吉市	53,141	35,903	5,824	7.29	4.92	0.80			12,384	53,141	36,230	5,454	7.20	4.91	0.74			11,408	98.8	99.8	92.5		92.1
境港市	37,532	15,425	3,071	8.63	3.55	0.71			155	37,532	15,807	2,999	8.40	3.54	0.67			155	97.3	99.7	94.4		100.0
市 計	317,490	146,071	26,237	8.22	3.78	0.68	2,760	32,080	321,004	147,916	28,479	8.14	3.75	0.72	1,650	34,850		99.0	99.2	105.9	59.8	108.6	
国府町	12,672	6,701	1,679	9.63	5.09	1.28			12,672	6,514	2,221	9.39	4.83	1.65				97.5	94.9	128.9			
岩手町	29,841	14,484	3,459	11.06	5.37	1.23		5,712	29,841	14,484	3,459	10.37	5.03	1.20		5,712		93.8	93.7	93.8		100.0	
郡家町	19,276	9,653	2,291	12.03	6.03	1.43			20,842	9,619	2,770	12.41	5.73	1.65	40	945		103.2	95.0	115.4			
船岡町	9,472	3,719	2,552	10.52	4.13	2.84			9,472	3,719	2,552	10.01	3.93	2.70				95.2	95.2	95.1			
河原町	22,846	9,590	2,872	14.10	5.92	1.77		1,569	22,846	9,604	2,872	13.47	5.66	1.69		2,079		95.5	95.6	95.5		132.5	
八尾町	7,428	3,458	823	11.14	5.18	1.23			7,428	3,540	823	10.22	4.87	1.13				91.7	94.0	91.9			
若狭町	10,658	5,848	1,342	8.60	4.72	1.08	297	3,544	13,366	7,242	1,422	10.25	5.55	1.09	196	3,993		119.2	117.6	100.9	66.0	112.7	
智頭町	10,199	5,412	1,630	11.42	6.06	1.83		294	10,199	6,754	1,670	10.32	6.84	1.69		294		90.4	112.9	92.3		100.0	
高気町	22,463	12,399	2,953	11.15	6.16	1.47		1,486	22,244	12,616	2,953	10.43	5.91	1.38		1,486		93.5	95.9	93.9		100.0	
鹿野町	17,898	8,089	2,099	11.11	4.98	1.30		1,603	16,569	7,567	1,927	10.44	4.77	1.21		1,603		94.0	95.8	93.1		100.0	
青野町	10,390	4,839	1,788	12.14	5.65	2.09		2,770	10,390	4,839	1,788	11.67	5.44	2.01				2,770	96.1	96.3	96.2		100.0
羽合町	14,919	6,615	2,110	8.17	3.62	1.16			14,919	6,615	2,110	8.11	3.60	1.15				4,714	99.3	99.4	99.1		
東郷町	11,194	5,941	1,795	10.13	5.38	1.62		1,898	11,194	5,941	1,795	9.70	5.15	1.56		1,898		95.8	95.7	96.3		100.0	
三朝町	12,875	6,740	1,417	9.99	5.23	1.10	32	3,596	14,912	6,018	890	11.08	4.47	0.66	679	3,048		110.9	85.5	60.0			
赤松町	17,929	8,160	1,097	12.66	5.76	0.77	159	2,106	18,846	8,343	1,074	11.58	5.13	0.66		1,698		91.5	89.1	85.7		80.6	
閩北町	10,940	5,248	1,216	10.99	5.27	1.22		3,467	10,940	5,248	1,216	10.53	5.05	1.17		3,467		95.8	95.8	95.9		100.0	
大東町	9,273	5,399	984	8.74	5.09	0.93		1,201	9,273	5,399	984	8.41	4.89	0.89		1,201		96.2	96.1	95.7		100.0	
赤碓町	6,471	3,465	891	7.52	4.03	1.04		1,803	6,471	3,538	891	7.78	4.25	1.07		1,038		103.5	105.5	102.9		57.6	
碓方町	17,153	10,336	1,412	7.86	4.73	0.65		854	16,823	10,627	1,412	7.70	4.86	0.65				98.0	102.7	100.0			
碓方町	16,072	8,012	2,119	9.85	4.91	1.30			16,072	8,144	2,119	9.61	4.87	1.27				97.6	99.2	97.7			
西会町	11,773	6,248	1,851	9.85	5.23	1.55		192	14,428	6,209	1,855	11.77	4.92	1.51		1,192		119.5	94.1	97.4		6.2	
岸本町	8,157	3,084	678	11.84	4.48	0.98		813	8,157	3,084	678	12.23	4.62	1.02		813		103.3	103.1	104.1		100.0	
伯耆町	5,739	3,979	899	6.25	4.33	0.98		1,141	7,160	4,908	899	7.75	5.31	0.97		1,141		124.0	122.6	99.0		100.0	
伯耆町	13,775	5,055	1,464	10.48	3.84	1.11		2,880	20,332	3,360	812	26.37	4.36	1.05									
伯耆町	13,775	5,055	1,464	10.48	3.84	1.11		2,880	13,775	5,055	1,464	10.63	3.90	1.13		2,880		101.4	101.6	101.8		100.0	
大山町	13,000	5,814	1,531	10.20	4.56	1.20	211	225	13,000	5,814	1,531	9.42	4.21	1.11	289	225		92.4	92.3	92.5	137.0	100.0	
山中町	20,692	7,783	1,345	14.27	5.37	0.93		3,865	20,692	7,848	1,345	14.17	5.38	0.92		4,398		99.3	100.2	98.9		113.8	
高宮村	15,722	5,483	1,108	14.71	5.13	1.04			15,722	5,483	1,108	14.78	5.14	1.04		552		100.5	100.2	100.0			
高宮村	8,084	2,375	744	20.62	6.06	1.90		1,282	8,084	2,375	825	20.41	6.00	2.08		746		99.0	99.0	109.5		58.2	
高宮村	12,914	3,480	1,148	16.10	4.34	1.43	255	2,367	12,914	3,480	1,148	15.16	4.08	1.35	255	2,367		94.2	94.0	94.4	100.0	100.0	
根江町	8,863	5,747	1,007	10.87	7.05	1.24		2,346	8,863	5,853	1,137	10.59	6.99	1.36		2,346		97.4	99.1	109.7		100.0	
江溝町	15,181	4,204	1,147	16.61	4.60	1.25	79	1,022	15,461	4,519	1,166	16.36	4.78	1.23	710	2,346		98.5	103.9	98.4	898.7	232.7	
江溝町	15,184	6,620	1,452	12.41	5.41	1.19		1,824	15,184	6,620	1,452	12.82	5.59	1.23		1,824		103.3	103.3	103.4		100.0	
町 村 計	439,053	203,980	50,903	11.02	5.12	1.28	1,033	49,860	469,121	210,979	52,368	11.17	5.03	1.25	2,169	56,808		101.4	98.2	97.7	210.0	113.9	
合 計	756,543	350,051	77,140	9.64	4.46	0.98	3,793	81,940	790,125	358,895	80,847	9.70	4.41	0.99	3,819	91,658		100.6	98.9	101.0	100.7	111.9	

0045

第十二表 中 学 校 の 施 設 に 関 する 調

区分	昭 和 31 年 度							昭 和 32 年 度							増 △ 減			伸 長 率	
	学校数	生徒数	学級数	1学級の当生徒数(A)	教員数	事務職員数	1学級の当教員数(B)	学校数	生徒数	学級数	1学級の当生徒数(C)	教員数	事務職員数	1学級の当教員数(D)	生徒数	学級数	教員数	C/A × 100	D/B × 100
鳥取市	11	6,358	142	44.8	219	22	1.54	11	6,032	137	44.4	222	24	1.62	△276	△5	3	99.1	105.2
米子市	7	5,648	115	49.1	187	23	1.63	7	5,598	116	48.3	182	24	1.57	△50	1	△5	98.4	96.3
倉吉市	3	2,603	53	49.1	80	9	1.51	3	2,594	55	47.2	84	9	1.53	△9	4	4	96.1	101.3
境港市	4	2,023	44	46.1	63	23	1.55	4	2,046	44	46.5	67	19	1.52	△18	2	△1	100.9	98.1
市計	25	16,637	354	47.0	554	77	1.56	25	16,320	352	46.4	555	76	1.58	△317	△2	1	98.7	101.3
国府町	2	941	21	44.8	31	5	1.48	2	910	21	43.3	34	5	1.62	△31		3	96.7	109.5
岩手町	5	1,406	37	38.0	62	4	1.68	5	1,290	34	37.9	60	5	1.76	△116	△3	△2	99.7	104.8
郡家町	3	734	17	43.2	36	5	2.12	3	651	17	38.3	34	6	2.00	△83		△2	88.7	94.3
船原町	1	441	10	44.1	17	1	1.70	1	399	9	44.3	15	2	1.67	△42	△1	△2	100.5	98.2
河内町	2	692	16	43.3	29	4	1.81	2	647	15	43.1	25	5	1.67	△45	△1	△4	99.5	92.3
八幡町	2	627	15	41.8	23	3	1.53	1	535	13	41.2	20	2	1.54	△92	△2	△3	98.6	100.7
若用町	2	432	10	43.2	16	1	1.60	1	405	9	45.0	15	2	1.67	△27	△1	△1	104.2	104.4
智気町	3	946	22	43.0	35	7	1.59	3	873	22	39.7	36	8	1.64	△73		1	92.3	103.1
高野町	2	638	17	40.5	31	3	1.82	2	631	17	40.1	29	3	1.71	△7		△2	99.0	94.0
鹿野町	1	522	12	43.5	17	2	1.42	1	477	11	43.4	18	2	1.64	△45	△1	1	99.8	115.5
青谷町	3	841	21	40.0	33	4	1.57	3	789	19	41.5	40	4	2.11	△52	△2	7	103.8	134.4
羽東町	1	539	16	36.8	21	3	1.31	1	534	15	35.6	23	3	1.53	△55	△1	2	96.7	116.8
三朝町	1	426	9	47.3	16	2	1.78	1	408	9	45.3	15	3	1.67	△18		△1	95.8	93.8
大東町	4	669	20	33.5	34	2	1.70	4	563	19	29.6	40	3	2.11	△106	△1	6	88.4	124.1
金糸川町	1	434	11	44.0	21	2	1.91	1	445	10	44.5	19	2	1.90	△39	△1	△2	101.1	99.5
栄伯町	1	442	10	44.2	16	2	1.60	1	425	10	42.5	16	2	1.60	△17			96.2	100.0
碓方町	1	343	9	38.7	14	2	1.56	1	327	9	36.3	15	2	1.67	△21		1	95.8	107.1
赤碓町	2	1,062	24	44.3	38	5	1.53	2	1,021	26	39.3	40	4	1.54	△41	2	2	88.7	97.5
西伯町	1	807	17	47.5	27	4	1.59	1	773	16	48.3	22	4	1.38	△34	△1	△5	101.7	86.8
伯耆町	1	571	13	43.9	18	1	1.38	1	560	13	43.1	21	1	1.62	△11		3	98.2	117.4
岸伯町	1	293	7	42.6	14	2	2.00	1	275	7	39.3	14	2	2.00	△23			92.3	100.0
江津町	2	384	10	38.4	17	5	1.70	1	410	9	34.4	17	5	1.89	26	△1		89.6	111.2
山崎町	1	630	14	45.0	20	4	1.43	1	326	8	40.1	16	1	2.00				99.1	100.0
山崎町	1	630	14	45.0	20	4	1.43	1	624	14	44.6	20	4	1.43	△6			99.1	100.0
山中町	2	574	15	38.3	26	3	1.73	2	505	14	36.1	25	5	1.79	△69	△1	△1	94.3	103.5
高宮町	1	720	15	48.0	24	4	1.60	1	673	15	44.9	24	2	1.60	△47			93.5	100.0
宮南町	1	514	12	42.8	18	2	1.50	1	501	12	41.8	20	2	1.67	△13		2	97.7	111.3
南宮町	1	172	6	28.7	16	1	2.67	1	164	6	27.3	16	1	2.67	△8			95.1	100.0
根江町	2	331	10	33.1	19	2	1.90	2	328	11	29.8	20	2	1.82	△3	1	1	90.0	95.8
雨宮町	1	376	9	41.8	17	1	1.89	1	340	8	42.5	13	1	1.63	△36	△1	△4	101.7	86.2
江口町	3	423	11	38.5	22	3	2.00	3	392	12	32.7	26	2	2.17	△31	1	4	84.9	108.5
溝口町	3	557	16	34.8	30	2	1.88	3	568	16	35.5	31	2	1.94	11		1	102.0	103.2
町村計	57	18,647	452	41.3	758	90	1.68	55	17,493 (伯仙町を除く)	438 (伯仙町を除く)	39.9	763 (伯仙町を除く)	97	1.74	△1,154	△14	5	96.6	103.6
合計	82	35,284	806	43.8	1,312	167	1.63	80	33,813	790	42.8	1,318	173	1.67	△1,471	△16	6	97.7	102.5

第十六表 昭和32年度小、中学校校舎の新築、増築及び改築に関する調

(単位 m^2) 00457

区分 市町村名	新築面積 (A)	増築面積 (B)	改築面積 (C)	拡張面積 (A+B+C) (D)	老廃朽等 により使用 を廃止した ものの面積 (E)	(D-E)	新、増、改築の耐用別面積			
							耐久 (F)	$\frac{(F)}{(D)}$	木造 その他 (G)	$\frac{(G)}{(D)}$
鳥取市	1,106	637	1,541	3,284	1,290	1,994	2,825	86.02	459	13.98
米子市	3,539	13	1,505	5,057	2,152	2,905	2,925	57.84	2,132	42.16
倉吉市	1,337		714	2,051	410	1,641	1,490	72.65	561	27.35
境港市	756			756	69	687		0	756	100.00
市計	6,738	650	3,760	11,148	3,921	7,227	7,240	64.94	3,908	35.06
国府町	860		1,322	1,322	935	387	1,322	100.00		
岩手町	528		489	1,017	836	181	489	48.08	528	51.92
河原町	231		179	410	208	202			410	100.00
八頭村	93	208		301	337	△36			301	100.00
若智町	217	764		764	764	764	727	95.16	37	4.84
高気町	597		240	837	240	597	597	71.33	217	100.00
野谷町									240	28.67
鹿野町	1,418		874	2,292	904	1,388	669	29.19	1,623	70.81
東郷町	45	23		68	29	39			68	100.00
関金町	1,219			1,219		1,219	1,219	100.00		
北大町		70	102	102		102			102	100.00
大東町	594		1,038	1,108	1,038	70	594		1,108	100.00
赤碓町	859	265		594		594	132		594	100.00
西会町		50		50	92	△42			1,124	100.00
岸本町	949			50	92	△42			50	100.00
淀川町	396		80	949	949	0	949	100.00	476	100.00
山和町	198	305		503	476	24			476	100.00
山中町	50		473	523		523			523	100.00
高宮町	641			641		641	641	100.00		
伯耆町	642	48		660	548	112			660	100.00
根江町	601			601	380	221			601	100.00
町村計	10,108	1,733	4,797	16,638	7,940	8,698	7,473	44.92	9,165	55.08
合計	16,846	2,383	8,557	27,786	11,861	15,925	14,713	52.93	3,073	47.05

六 病院、水道衛生施設等の状況

1 病院及び診療所の状況

病院及び診療所は、第十七表に掲げるとおり二市二町三村に設置してあり、このうち普通病院に鳥取市の市民病院があり、国民健康保険直営の病院、診療所を二市二町三村が経営し、管下及び周辺市町村の住民の保健衛生に寄与している。

県下新市町村の病院、診療所は、昭和三十一年度及び昭和三十一年度ともに七十七人の医師が診療に従事し一日平均の患者総数は実に一、七六〇人にのぼり、医師一日一人当り患者数も二三人とかなり多忙な動きを示している。

鳥取市、岩美町、智頭町、西伯町等大規模の病院を経営している新市町村は別として、農山村のしかも設備の不完備な病院、診療所においては医師の招へいに非常に悩まされている。かつ、赴任した医師も勤務期間短くして辞任していく者多く、このことにより病院の経営が非常に不安定となり、他方地区住民の保健衛

生上の不安の種ともなっているのである。

今後の病院の経営において当局者に強く要請されることは、人的（医師等）物的（診療施設）施設の充実整備であり、なかなづく物的施設の面においては可能な限り入院施設の整備を図らなければならない。

病院、診療所の会計はその全部が特別会計となっており一応独立採算制を採用しているが、昭和三十一年度において黒字となつてゐるのは第十八表に掲げるとおり八頭村外七町村、收支相均衡してゐるのは倉吉市外四町、あわせて一市二町村となつてゐる。しかしそれ等の新市町村の多くは他会計からの繰入金を仰いでゐるのであり、それ等を勘案すれば事実上黒字となつてゐるのは、気高町、赤碓町の二町のみであり他市町村はそれぞれ赤字経営となつてゐる。殊に鳥取市の国民健康保険直営診療所のごときは歳入総額七、一〇八千円に対し、歳出総額一四、五八八千円で赤字七、四八〇千円となり歳出総額に対し歳入総額のしめる割合は僅かに四九パーセント、これを県下新市町村につ

いてみても八四パーセントで一六パーセントが歳入不足となつている。今後早急に新市町村当局者においては健全なる運営が図られなければならない。

第十九表は鳥取市の普通病院(市民病院)の歳入歳出決算に関する調であるが、ここにおいてもその経営の健全化は今後の残された課題である。

2 上水道及び簡易水道施設の整備状況

上水道施設及び簡易水道は住民の保健衛生上重要なものであるがその状況は第二〇表に掲げるとおりである。また第二一表は、昭和三二年度に新市町村において民営簡易水道に対し交付した補助金についての調である。

第十七表 病院診療所に関する調

0047)

区分 市町村名	昭和31年度									昭和32年度									増 加 率			一般会計 特別会計 の 別
	医師	技 看 護 婦	師 務 員 其 他	合計	1日平均 患者数 (A)	医師1人 当り患者 数(B)	ベッド数	1ベッド 当り使用 率(C)	医師	技 看 護 婦	師 務 員 其 他	合計	1日平均 患者数 (D)	医師1人 当り患者 数(E)	ベッド数	1ベッド 当り使用 率(F)	$\frac{D}{A} \times 100$	$\frac{E}{B} \times 100$	$\frac{F}{C} \times 100$			
鳥取市	19	42	81	142	348.4	18.3	224	63.2	16	41	53	110	378	23.6	224	68.5	108.5	129.0	108.4	特別会計 特別会計		
倉吉市	2	3	6	11	64	32.0	8	5.2	1	2	2	5	51	51.0	8	0	79.7	159.4		特別会計		
市 計	21	45	87	153	412.4	19.6	232		17	43	55	115	429	25.2	232		104.0	128.6		特別会計		
国府町	1	2	2	5	26	26.0	3	26.5	1	2	1	4	34	34.0	3	40.5	130.8	130.8		特別会計		
岩手町	7	22	20	49	245	35.0	94	76.5	8	16	21	45	171	21.4	94	57.3	69.8	61.1		特別会計		
船八町	1	2	2	5	55	55.0			1	1	2	4	34	34.0			61.8	61.8		特別会計		
岡頭町	3	4	6	13	36	12.0	4	0	3	4	6	13	37	12.3	4	0	102.8	102.8		特別会計		
八頭町	1	1	1	3	18	18.0			1	1	1	3	20	20.0			111.1	111.1		特別会計		
若智気鹿野	1	1	2	4	41	41.0			1	1	2	4	43	43.0			104.9	104.9		特別会計		
桜頭町	5	23	23	51	162	32.4	145	88.0	10	22	24	56	197	19.7	145	102.0	121.6	60.8		特別会計		
高野町	3	4	3	10	87	29.0	10	0	2	4	3	9	80	40.0	10	0	92.0	137.9		特別会計		
鹿野町	1	1	2	4	9	9.0	4	0			休			止						特別会計		
羽野町	2	3	4	9	16	8.0	19	13.2	2	3	4	9	15	7.5	19	11.0	93.8	93.8		特別会計		
三朝町	2	2	2	6	68	34.0	12	7.0	2	2	2	6	56	28.0	12	0.7	82.4	82.4		特別会計		
関北町	1	1	2	4	20	20.0			1	1	2	4	20	20.0			100.0	100.0		特別会計		
大東町	4	1	3	8	50	12.5	10	20.8	4	1	3	8	68	17.0	10	13.7	136.0	136.0		特別会計		
栄伯町	2	1	2	5	26	13.0			2	1	1	4	19	9.5			73.1	73.1		特別会計		
伯町	1	1	1	3	13	13.0			1	1	1	3	14	14.0			107.7	107.7		特別会計		
赤西町	1	1	2	4	15	15.0			3	5	5	13	68	22.7	6	100.0	453.3	151.3		特別会計		
岸大町	7	16	17	40	115	16.4	84	88.8	7	20	14	41	117	16.7	84	90.1	101.7	101.7		特別会計		
山和町	1	1	3	5	39	39.0	2	0	1	1	2	4	30	30.0	2	1.8	76.9	76.9		特別会計		
大和町	1	2	1	4	17	17.0	5	12.5	1	2	3	6	17	17.0	5	16.7	100.0	100.0		特別会計		
江溝町	1	1	1	3	28	28.0	3	37.0	1	2	1	4	27	27.0	3	6.4	96.4	96.4		特別会計		
南府町	5	6	7	18	141	28.2	11	73.2	5	6	7	18	137	27.4	11	78.4	97.2	97.2		特別会計		
江溝町	3	4	3	10	26	8.7			1	4	3	8	27	27.0			103.8	310.3		特別会計		
江溝町	2	2	2	6	97	48.5	8	23.8	2	2	2	6	106	53.0	8	19.7	109.3	109.3		特別会計		
町 村 計	56	102	109	267	1,350	24.1	414		60	101	108	269	1,337	22.3	416		99.0	92.5		特別会計		
合 計	77	147	196	420	1,762	22.9	646		77	144	163	384	1,766	22.9	648		100.2	100.0				

第十八表 昭年32年度国民健康保険直営病院、診療所歳入歳出決算調 (単位千円)

区分 市町村名	歳入			歳出			A-B	歳入歳出 増△減	歳入総額 の繰入 歳出総額 の繰出
	総額	他会計 からの 繰入 (A)	中計の 繰入の 割合	総額	他会計 繰出 (B)	中計の 繰出の 割合			
鳥取市	7,108			14,588				△7,480	48.72
倉吉市	2,215	58	2.62	2,215			58	0	97.38
市計	9,323	58	0.62	16,803			58	△7,480	55.14
国府町	2,091	100	4.95	2,091			100	0	95.22
岩美町	20,430			22,109				△1,679	92.41
郡家町	2,223	410	18.44	2,253			410	△30	80.47
船岡町	6,580			6,639				△59	99.11
八頭村	1,520	150	9.87	1,484			150	36	92.32
若智町	2,677	307	11.47	2,457			307	220	96.46
気高町	45,107	12,321	28.58	42,783			12,321	324	71.96
鹿野町	4,920			4,794				126	102.63
合野町	69	69	100.00	69			69	0	100.00
羽合町	3,408			3,501				△93	97.34
三朝町	4,372			4,708				△336	92.86
関金町	1,156			1,506				△350	76.76
北大東町	4,668			4,690				△22	99.53
柴伯町	2,364	665	28.13	2,324			665	40	73.11
伯町	964	400	41.49	964			400	0	58.51
赤碓町	4,007			3,966				41	101.03
西岸町	23,989	800	3.34	24,976			800	△987	92.85
大山町	5,409	89	1.65	5,408			89	1	98.37
名和町	3,917	500	12.76	4,027	100	2.55	400	△110	87.01
伯江溝町	2,207	300	13.59	1,988			300	219	95.93
南府町	9,164	316	3.45	10,536			316	△1,372	83.98
江口町	4,902	100	2.04	4,902			100	0	97.96
町村計	3,574	200	5.60	4,406			200	△832	76.58
町村計	157,718	16,727	10.61	162,581	100	0.06	16,627	△5,063	86.77
合計	167,041	16,785	10.05	179,384	100	0.06	16,685	△12,543	83.81

第十九表 病院の歳入歳出決算に関する調 (単位千円)

区分 市町村名	歳入			歳出			A-B	歳入歳出 差引増△ 減	歳入総額 -他会計 からの繰 入額 歳出総額
	総額	他会計か らの繰入 額 (A)	歳入中 他会計 繰入の 割合	総額	他会計へ の繰出額 (B)	歳出中 他会計 繰出しめ る割合			
鳥取市	64,121	12,843	20.02	72,672			12,843	△8,551	70.56

00473

第二十表 上水道（簡易水道を含む。）に関する調

市町村名	昭和31年度					昭和32年度					普及率 (給水人口 給水計画人口)	$\frac{B}{A} \times 100$
	技術職員	事務職員	合計	給水世帯	給水人口(A)	技術職員	事務職員	合計	給水世帯	給水人口(B)		
鳥取市	42	56	98	13,024	70,004	43	58	101	14,755	75,784	73.5	108.3
	27	34	61	10,115	56,345	34	46	80	11,113	63,232	84.3	112.2
	10	10	20	3,517	18,527	9	11	20	3,910	20,124	46.6	108.6
市計	79	100	179	26,656	144,876	86	115	201	29,778	159,140	71.9	109.8
国岩郡				142	970				142	1,084	100.0	111.8
				780	4,215				784	4,238	70.0	100.5
船橋町				141	772				255	1,300	97.0	
				257	1,567				141	766	100.0	99.2
八幡用智気				32	182	1		1	228	1,300	86.4	714.3
				454	2,100			1	454	2,100	100.0	100.0
鹿青羽東三				84	668				84	668	100.0	100.0
				390	2,191			2	389	2,186	27.8	99.8
関北大東赤	1	2	3	627	5,300	3	2	5	589	3,358	72.0	129.5
				46	484				868	6,864	98.8	
西公岸伯淀	1		1	235	1,300	1		1	250	1,420	71.0	109.2
				160	1,500				160	1,510	75.5	100.7
大名中高伯				46	484				46	490	未報告	101.2
				231	1,463	1		1	336	2,113	44.0	144.4
根江溝				97	563				142	811	未報告	
				216	609			1	153	915	100.0	162.5
町村計				216	609			1	289	1,602	41.1	263.1
				225	1,520				220	1,520	未報告	100.0
町村計	2	2	4	4,117	25,404	7	4	12	6,815	45,812	80.7	180.3
合計	81	102	183	30,773	170,280	93	119	213	36,593	204,952	73.6	120.4

(未報告町村を除く)

第二十一表 昭和32年度に市町村において補助金を交付した
民営簡易水道

市町村名	区分	補助 金交 付体 数	給水 帯世	給水 人口	普及率 (給水人口 給水計画 人口)	決 算				決算 総額 に對 する 市 村 補 助 金 の 割 合
						総 額	自 財	己 源	市 村 補 助 金	
国 府 町		6	120	739	100.0	千円 3,351	千円 3,221	千円 130		3.88
八 頭 村		1	7	44	未報告	187	180	7		3.74
用 瀬 町		1	22	147	100.0	800	200	600		75.00
智 頭 町		12	407	2,143	100.0	11,156	8,890	1,341	925	12.02
青 谷 町		4	175	961	100.0	4,638	4,127	511		11.02
東 郷 町		2	159	914	100.0	3,706	2,524	1,182		31.89
関 金 町		2	23	127	100.0	1,250	950	300		24.00
合 計		28	2,733	5,075		25,088	20,092	4,071	925	
平 均		4.0	390.4	725.0	100.0	3,584.0	2,870.3	581.5	132.1	16.23

七 新市町村の有線放送施設整備状況

新市町村の一体性を確保し、行政運営の合理化を図るため、その末端連絡組織の一環として近時有线放送施設の設置の企画が新市町村においてなされ、その数も漸増しているところであるが、昭和三十二年度に架設された市町村営有线放送施設は第二十二表に掲げるとおり智頭町及び岸本町において架設されたのである。これにより末端の行政連絡は非常に迅速かつ、容易に行なわれることとなった。のみならず次第に運営も多角方面にわたり単に行政連絡のみならず農事放送、教養放送或はまた部落行事の伝達など有効適切な運営をみつつかつあることは非常に喜ばしいことである。更に岸本町の有線放送施設は、八、三十一千円という岸本町の財政規模（昭和三十二年歳出総額五二、九一三千円）からすれば相当巨費（一五・七パーセント）を投じてテレホン・スピーカー方式を採用したため各戸間の通話ができるという画期的事業であった。これ等

の施設は今後の町づくりに多大な貢献をすること疑いなく、また、他市町村のこの面における、先鞭をつけた意義も多しななければならない。

民営有線放送施設はその殆どが部落有であり、県下各所に架設されその事業区域もかなり広域に及んでおる。昭和三十二年度においても引き続き部落有線放送施設の設置が相当なされたのであるが、そのうち市町村において補助金を交付したものは第二十三表に掲げるとおりである。

八 国有林野の取得及び借用状況

町村合併促進法第十七条及び新市町村建設促進法第二十五条の規定により新市町村において取得した国有林野は第二十四表に掲げるとおりそれぞれ売払を受けて新市町村建設計画による基本財産の造成の一翼を担っているのである。

新市町村は売払を受けた林野の経営管理については住民の生業の援けとなるよう配慮しているところであり、植林、下草及び下枝の除去等を町民をして行わしめている。

新市町村建設促進法第二十四条の規定により貸与を受けたものは、二十五表に掲げるとおりである。

第二十二表 昭和32年度に架設した有線放送施設

区分 市町村名	方式	スピー カー台	テレホン スピーカ ー台	利用戸数	事業費 千円	備 考
智 頭 町	中継器	280	7	280	2,177	旧山郷村内
岸 本 町	テレホン スピーカ ー	264	849	1,080	8,311	全町実施

第二十三表 昭和32年度市町村において補助金を交付した
民営有線放送施設

区分 市町村名	補助金 交付団 体数	方式	トラン ペット 台	テレホ ンスピー カー台	スピー カー 台	利用 戸数	事業費 千円	事業費 のうち 市町村 補助金 千円	事業費に 対する補 助金の割 合
郡 家 町	6	マグネチック				226	未報告	113	1戸当り 500円
三 朝 町	1	テレホン スピーカ ー		610	36	646	9,670	100	1.03
北 条 町	4	トランペット	13			258	559	190	33.99
大 栄 町	3	トランペット	3			304	585	90	15.38
赤 碓 町	3	トランペット	3			161	120	40	33.33
淀 江 町	1	トランペット	1			16	100	40	40.00
平均	3.0		3.3	101.7	43.7	268.5	2,206.8 (郡家町 を除く)	95.5	28.55 (郡家町 を除く)

第二十四表 国有林野の取得に関する調

(昭和33年3月31日現在)

区分 市町村名	取得 年月日	取得 価格	代金支 払方法	立木の 種類	立木材積	林野の面積	施業計画及び林野管 理による住民に及ぼ す効果
用瀬町	昭33. 2.20	22,200	千円 5年据 置 15年年 賦償還	杉、松	6,409	m ³ 333,812	昭和32年度及び昭和33 年度に全立木を売却、 昭和34年度から3年計 画で植林する。根刈 植林及び植林後の根刈 枝打ち等を部落民をし て行わせる。
智頭町	昭31. 3.31 昭32. 3.27	23,580 11,100	年賦 償還	杉、松	5,012,414 1,823,663	1,947,483 1,112,689	適正伐期にあるもの についてはその処分 方法を検討する。禿 山については植林す る。山林の維持管理 に要する労力は町民 をして供給させる。
鹿野町	昭33. 3.31	14,460	5年据 置 10年年 賦償還	松	4,519	1,011,570	用材林伐採後は町民を して、杉、松を植林さ せる。

第二十五表 国有林野の借用に関する調

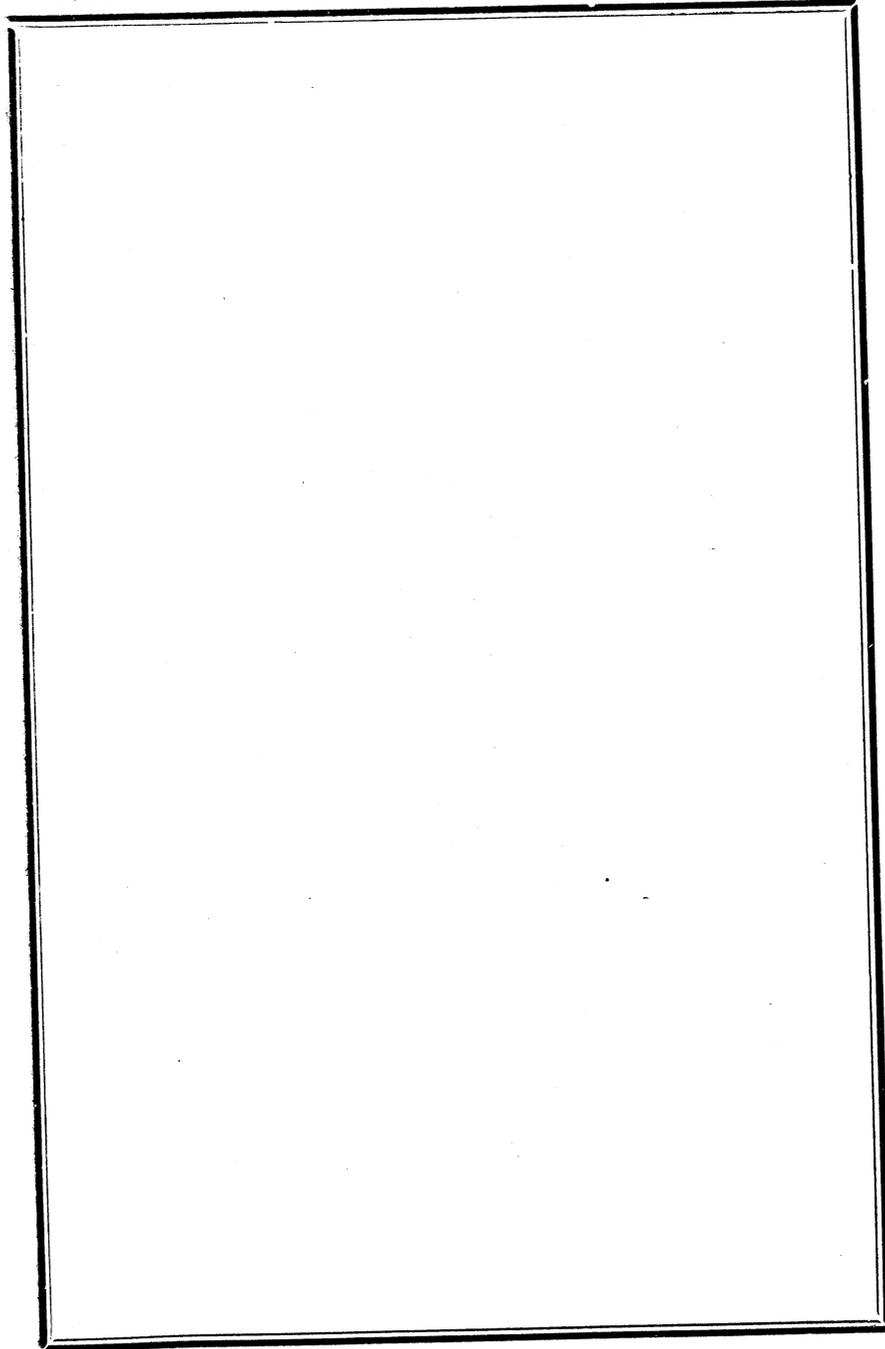
(昭和33年3月31日現在)

区分 市町村名	取得年月日	林野の面積	施業計画
赤碓町	昭31.10.1	99,000	昭和31年度に松、杉を植林。 50年後に売却し、国3町7の割合で分収する。

九 公共的団体等の統合状況

新市町村が拡大された新しい地域の開発と経営を図っていくうえには、その区域内の公共的団体、産業経済団体も文化事業団体も総て新市町村という意識のもとに一体的に運営されることが必要であり、新市町村建設促進法もそれを期待しているのである。新市町村の区域内の公共的団体等は、新市町村建設の一の母体でなければならないが、その統合はいくべくして非常に困難な要素を含んでいる。県下新市町村の公共団体の統合の状況は第二十六表に掲げるとおりであるが、青年団、婦人会等の文化事業団に比して農業協同組合及び森林組合の統合の遅足が目立ち新市町村の開発経営上一の痛ともなっているのである。農業共済組合を除き産業経済団体の統合の遅れは、それぞれの組合の経済力の相違ということが最大の原因と考えられる。従ってこの統合に当っては組合員の大乗の見地からの譲歩と協力が要請されるのであり、他方各組合の経済

力の平均化が待たれるのである。青年団及び婦人会の統合は相当進捗を示しているがこれ等の団体のうち統合してない新市町村においては、その多くが連合組織等を作って地域文化の向上に努力し、新市町村の一体性確保の要請に応えているのである。



十 新市町村の財政状況

県下四市三三町村の昭和三十二年歳入総額は三、四三二、七六三千元、歳出総額三、四六〇、五四七千元でその内容は、第二十七表から第三十二表までに示すとおりである。

県下新市町村の財政規模は逐年増高し、歳入総額においては昭和三十年三、一七九、七六三千元を基準として昭和三十一年度一〇六パーセント、昭和三十二年一〇八パーセントと漸次上昇の線をたどっている。他方歳出面においては昭和三十年において健全財政を堅持し得ず、歳入総額三、一七九、七六三千元に対し歳出総額が三、五三一、〇二九千円にのぼったためと次年度以降健全財政を基調としたため昭和三十一年度を基準として昭和三十一年度九九パーセント昭和三十二年度九八パーセントと歳入面とは逆の下降線を示しているが全体として財政規模が漸次拡大しつつあるといえる。

昭和三十二年度県下新市町村の歳入財源は、自主財源五七パーセント、依存財源四三パーセントと殆ど二者切半の格好である。これと昭和三十一年度のそれと比較すると自主財源において三パーセント増、依存財源においては三パーセント減となり、地方公共団体の自主独立という観点からの一歩前進といえることができる。更に依存財源のうち市町村債のしめる割合が昭和三十一年度の一六パーセントから昭和三十二年度には七パーセント減となり、額にして五二八、三〇〇千円から二四〇、三〇〇千円に減っており他方財政規模の拡大を図っていることは新市町村の健全な発展が漸次図られているといえるであろう。しかしながら他方管下住民から総額一二、一三四千円の分担金及び負担金を徴収し、同じく一五六、四一七千円の寄附金を採納している。これ等を新市町村の住民一人当りにすると二九二円となり第三十三表に示されている住民一人当りの市町村税額二、六二三円とあわせると二、九一五円となり、住民にかんがりの負担となっ